

久留米市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）で使用する用語の例による。

(事業内容等)

第3条 市長が行う総合事業の内容等は、別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。

(事業対象者の確認)

- 第4条 事業対象者の確認を希望する者（以下この条において「利用希望者」という。）は、久留米市総合事業対象者確認依頼届出書（別記様式）を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の届出に基づき基本チェックリストを用いて、事業対象者かどうかの確認を行うときは、利用希望者に面接して行うものとする。ただし、利用希望者との面接が困難である場合は、この限りでない。
 - 3 市長は、前項の規定により、利用希望者が事業対象者であることを確認した場合は、利用希望者の被保険者証に、事業対象者である旨、基本チェックリストの実施日等を記載し、これを返付するものとする。

(指定事業者による実施)

第5条 総合事業のうち、次に掲げるものは、指定事業者により行う。

- (1) 旧介護予防訪問介護相当型訪問事業
- (2) 基準緩和型訪問事業
- (3) 旧介護予防通所介護相当型通所事業
- (4) 基準緩和型通所事業

2 指定事業者の指定に関する基準その他の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

(支給限度額)

第6条 事業対象者が前条第1項各号の事業（以下「指定訪問・通所事業」という。）を利用する場合の支給限度額（以下「事業対象者支給限度額」という。）は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、利用者の自立支援を推進するものとして市長が必要と認める場合の事業対象者支給限度額は、要支援2に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額を超えない額とすることができる。

3 法第59条の2第1項の政令で定める額以上の所得を有する事業対象者について前2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

4 前項の規定にかかわらず、法第59条の2第2項の同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上の所得を有する事業対象者について第1項及び第2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(高額総合事業サービス費事業)

第7条 市長は、高額介護予防サービス費の支給に相当する事業（以下「高額総合事業サービス費事業」という。）を行う。

2 高額総合事業サービス費事業の実施については、法第61条の規定を準用する。

(高額医療合算総合事業サービス費事業)

第8条 市長は、高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する事業（以下「高額医療合算総合事業サービス費事業」という。）を行う。

2 高額医療合算総合事業サービス費事業の実施については、法第61条の2の規定を準用する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による事業対象者の確認に必要な行為は、この規則の施行の日前においても、これを行うことができる。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

第1号訪問事業

区分	事業名称	事業内容
旧介護予防訪問介護相当型訪問事業	身体援助訪問サービス	省令第140条の63の6第1号イに該当する旧介護予防訪問介護に相当する訪問事業で、訪問介護員による身体介護及び生活援

		助を行うもの
基準緩和型訪問事業	元気援助訪問サービス	省令第140条の63の6第2号に該当する旧介護予防訪問介護の基準を一部緩和した基準による訪問事業で、訪問介護員による見守り、生活機能自立のための支援及び生活援助を行うもの
	生活援助訪問サービス	省令第140条の63の6第2号に該当する旧介護予防訪問介護の基準を一部緩和した基準による訪問事業で、市が指定する研修を修了した生活援助従業者による生活援助を行うもの
住民主体型訪問事業	住民主体訪問サービス	住民等が主体となって行う訪問事業で、多様な生活援助等の活動を行うもの
短期集中型訪問事業	元気向上訪問相談サービス	保健師等が、うつ又は閉じこもり傾向にあり、活動性の低下が見られる高齢者の居宅を訪問し、生活機能及び社会参加等に関する助言及び指導を行うもの
	生活機能訪問相談サービス	リハビリテーション専門職等の者が、生活機能が低下傾向にある高齢者の居宅を訪問し、運動機能若しくは口腔機能の向上、栄養状態若しくは生活動作の改善等に関する助言及び指導を行うもの又は短期集中通所サービスの事前アセスメントを行うもの

別表第2（第3条関係）

第1号通所事業

区分	事業名称	事業内容
旧介護予防通所介護相当型通所事業	介護予防通所サービス	省令第140条の63の6第1号イに該当する旧介護予防通所介護に相当する通所事業で、身体介護並びに利用者の心身機能、生活機能及び社会参加にバランスよく働きかけるための多様な機能訓練を行うもの
基準緩和型通所事業	元気向上通所サービス	省令第140条の63の6第2号に該当する旧介護予防通所介護の基準を一部緩和した基準による通所事業で、利用者の心身機能、生活機能及び社会参加にバランスよく働きかけるための多様な機能訓練を行うもの

	短期集中通所サービス	省令第140条の63の6第2号に該当する旧介護予防通所介護の基準を一部緩和した基準による通所事業で、専門職の者による運動機能、口腔機能、栄養状態等の向上のためのプログラムを行うもの
住民主体型通所事業	住民主体通所サービス	住民等が主体となって行う通所事業で、居宅要支援被保険者等向けの体操等の運動を取り入れた活動を行うもの

別表第3（第3条関係）

第1号介護予防支援事業

区分	事業内容
第1号介護予防支援事業	居宅要支援被保険者等の選択に基づき、総合事業の利用に係るケアマネジメントを行うもの

別表第4（第3条関係）

一般介護予防事業

区分	事業内容
介護予防把握事業	生活不活発等により何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動につなげるもの
介護予防普及啓発事業	介護予防に関するパンフレットの作成又は講演会、運動教室等を開催し、基本的な知識の普及啓発を行うもの
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の支援又は介護支援ボランティア事業を行うもの
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画において定めた一般介護予防事業の目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の事業評価を実施するもの
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職の者を一定期間地域団体に派遣し、効果的な運動並びに体力測定の指導及び助言を行い、介護予防に資する住民主体の通いの場の活動を支援するもの又は介護サービス事業所に従事する介護職員への介護予防に関する技術的助言を行うもの